(趣旨)

第1 県は、青森県おもいやり駐車場制度の普及を図るため、移動に配慮が必要な者等が利用できる駐車区画(車いす使用者用駐車区画を除く。)(以下「優先駐車区画」という。)に県が定めるピクトグラムを表示する事業に要する経費について、優先駐車区画を新たに設置する者に対し、令和6年度予算の範囲内において、令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、青森県おもいやり駐車場制度における協力施設として優先駐車区画を新たに設置する者(国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関その他これらに準ずると知事が認める機関を除く。)とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、青森県内に所在する施設(店舗)において、青森県おもいやり駐車場制度実施要綱第2条(3)で規定する優先駐車区画を新たに設置する際に、同実施要綱で規定する優先駐車区画の利用証のピクトグラムを路面に塗装して表示するのに知事が必要と認める経費(消費税を除く。)とする。
- 2 補助金の交付の対象となる優先駐車区画数(以下「補助対象優先駐車区画数」という。)の 1 施設当たりの上限は、別表のとおりとする。また、補助対象優先駐車区画の1事業者当た りの上限は、施設ごとの駐車区画数の合計数に応じて知事が認める区画数(最大50区画) とする。
- 3 補助金の額は、施設ごとに補助対象経費の実支出額と補助対象優先駐車区画数に50,000円を乗じて得た額とのいずれか低い額に、補助率2分の1を乗じて得た額(ただし、算出された額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)の合計額とする。

(申請書等)

- 第4 規則第3条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業費補助金経費所要額調書(別紙1)
- (2) 令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業実施計画書(別紙2)
- (3) 位置図(住所が把握できるもの)及び現況写真
- (4)見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

- 第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定に より付された条件となるものとする。
- (1)補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。)をする場合において、令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4)補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、令和7年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の 決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業費補助金請求書 (第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和7年4月25日のいずれか早い期日までに、令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業完了(廃止)実績報告書(第5号様式)を作成し、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業費補助金経費所要額精算書(別紙3)
- (2) 令和6年度青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業実績報告書(別紙4)
- (3) 位置図(住所が把握できるもの)及び写真(完了後)
- (4) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

附則

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。

1 施設(店舗)の駐車区画数	1 施設当たりの 補助対象優先駐車区画数上限
~50台	1 区画
51~100台	2 区画
101~150台	3区画
151~200台	4区画

⁽注) 1 施設(店舗)の駐車200台を超える場合にあっては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数(ただし、算出された台数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。)に2を加えた数を補助対象優先駐車区画数の上限とする。